

加古川歯科保健センター運営協議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川歯科保健センター（以下「歯科センター」という。）の運営に関する諸問題を検討協議することを目的として設置した加古川歯科保健センター運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会は、歯科センターの円滑な運営を図るため、次の事項を協議する。

- (1) 歯科センターの運営に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は播磨歯科医師会長の職にある者をもって充て、副会長は加古川市副市長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は協議会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、加古川市健康医療部地域医療課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 7 月 25 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 30 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 8 月 6 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 6 月 5 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 6 月 3 日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
播磨歯科医師会長
播磨歯科医師会副会長
播磨歯科医師会専務理事
播磨歯科医師会理事
播磨歯科医師会センター診療委員会委員長
加古川市民病院機構加古川中央市民病院歯科口腔外科主任科部長
加古川医師会長
高砂市医師会長
加古川健康福祉事務所長
加古川市副市長
加古川市議会福祉環境常任委員長
高砂市副市長
高砂市議会文教厚生常任委員長
稲美町副町長
稲美町議会総務福祉文教常任委員長
播磨町副町長
播磨町議会厚生教育常任委員長